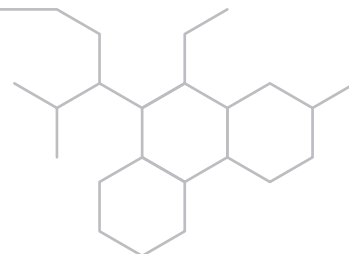




第22回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京 602 605

議 案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、極力、書面により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

エムスリー株式会社

証券コード：2413

目次

株主の皆様へ	1
招集ご通知	
第22回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	4
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	10
会社法第437条および第444条に基づく提供書面	
事業報告	12
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告書	32

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様にお見舞い申し上げますとともに、医療従事者の皆様をはじめ感染拡大防止にご尽力されている皆様に心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、当社においても、グループが一丸となり、少しでもお役に立てるよう様々な取り組みを展開しております。2021年3月期に実施した施策に加え、2022年3月期は新たにワクチン接種支援の取り組みを開始いたしました。2022年3月末時点で200を超える自治体及び160を超える企業の職域接種に携わり、累計約1,000万回の接種を支援しております。

また、コロナ禍で面会が制限される入院患者さんのためオンラインによる面会サポートツールとして提供している「面会君」が、コロナ禍発生以降、のべ105施設で活用され、推計25万人以上の患者さんとそのご家族にご利用いただきました。

さらに海外においても、米国にてワクチン・治療薬関連の治験40プロジェクトを支援しております。（2021年3月期からの累計）

今後とも新型コロナウイルス感染症の問題解決に、少しでもお役に立てるよう、取り組んでまいります。

コロナ禍以外においても「インターネットを活用し、健康で楽しく長生きする人を1人でも増やし、不必要な医療コストを1円でも減らすこと」という当社のミッションの下、引き続き様々な取り組みを行ってきました。当社への収益のみならず、社会的にポジティブなインパクトを生み出している取り組みをいくつかご紹介いたします。

- ・重い疾病の患者さんが「やりたいこと」を実現するプロジェクト『CaNoW』：26件のプロジェクトを実現、その様子を紹介した動画や記事は計150万PV以上
- ・健康不安への専門的なアドバイス提供：日常的な健康不安に対し医師がオンラインで回答。質問の投稿数は年間30万件超、閲覧数は年間7,500万UU超を達成
- ・診療プロセス効率化：患者さんの待合室での時間を推計2,372万時間削減*
- ・医師への最新医療情報提供：医療従事者全会員への最新医療情報を提供し、Web講演会などでのべ920万人がコンテンツを視聴
- ・診療支援：国内外で、のべ約1億2,000万件の電子カルテの情報を管理、診療現場を日々支援
- ・製薬企業の営業生産性改善：約1億1,000万回のeディテール実施（日本全MR数と同等以上となるMR 5万5,000人分に相当）

これらに加えて、医療現場の課題を解決するための取り組みも一層強化しております。

- ・医療現場DX：デジスマ診療のサービスを開始し、より安心・より便利な診療体験&フォローアップの仕組みを提供
- ・エムスリーAIの設立：病院からクリニックまであらゆる医療機関において多様な医療AIを利用できる仕組みをプラットフォームとして提供

今後も、当社のミッションを果たすべく、様々な取り組みを順次展開していく所存です。引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年6月 代表取締役 谷村 格

* 順番予約の受付時間から呼出時間までの時間から算出。待合室に拘束される時間を、院外等も含め自由に待てる時間に変えることができる。

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番44号

エムスリー株式会社

代表取締役 谷 村 格

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。本株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応については次頁に記載しておりますが、株主の皆様におかれましては、極力、書面により議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京 602 605
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合の代理人は、当社の株主に限られません。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会招集ご通知提供書面のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corporate.m3.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載していません。したがって、本株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応につき、下記のとおりご案内いたしますとともに、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、本株主総会の運営に関して大きな変更等が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corporate.m3.com/>）にてご案内いたします。

記

■株主様へのお願い

- ・株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、極力、書面により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・書面により議決権を行使いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

■ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場される株主様におかれましては、極力マスクの持参および着用をお願い申し上げます。
- ・本株主総会においては、感染防止のための措置を講ずることがございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。例えば、体調不良と判断した株主様についてご入場をお断りしたり、株主様同士の間隔を確保するため入場者数を制限したりする場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・当社関係者は、マスク着用で対応させていただく場合がございます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ・株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ・株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ・株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

② 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、当社においても場所の定めのない株主総会を開催することを可能とするべく、定款第13条第2項を追加するものであります。感染症の拡大や大規模災害の発生、社会のDX化の進展等も念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資するものと考えます。

なお、定款第13条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令および法務省令の定めに基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(ご参考)

株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、当社では、2023年3月以降に開催する株主総会から、株主総会資料を当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知のみをお届けする予定です。

株主総会資料を書面で受領することを希望される株主様におかれましては、「書面交付請求」のお手続きが必要となります。お手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、または、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行（0120-696-505 受付時間：平日午前9時～午後5時）まで、お問い合わせください。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集地)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(招集地)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p>② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第16回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第16回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 定款第15条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数 (2022年3月31日現在)
1	たに 村 いたる 谷 村 格 (1965年2月10日生)	1987年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1999年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニーパートナー（共同経営者） 2000年9月 当社代表取締役（現任）	19,465,800株
2	と 丸 あき ひこ 都 丸 暁 彦 (1972年10月29日生)	1996年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2003年1月 当社入社 2003年10月 So-net M3 USA Corporation（現 M3 USA Corporation）取締役 （現任） 2012年6月 当社取締役（現任）	400,600株
3	つら や せい じ 槌 屋 英 二 (1964年12月13日生)	1987年4月 朝日生命保険相互会社入社 2000年2月 デロイト・トーマツコンサルティング（現 アビームコンサルティング株式会社）入社 2001年9月 株式会社GMDコーポレートファイナンス（現 株式会社KPMG FAS）入社 2006年8月 当社入社 2012年8月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役（現任）	35,200株
4	いずみ や かず ゆき 泉 屋 一 行 (1971年11月21日生)	1996年4月 日本ゼネラルモーターズ株式会社入社 1998年10月 日本デルファイ・オートモーティブ・システムズ株式会社入社 2004年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2010年1月 当社入社 2014年5月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役（現任）	15,600株

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数 (2022年3月31日現在)
5	なか むら り え 中 村 利 江 (1964年12月16日生)	1988年4月 株式会社リクルート入社 1998年1月 株式会社ハークスレイ入社 2001年3月 株式会社キトプランニング代表取締役(現任) 2001年7月 夢の街創造委員会株式会社(現 株式会社出前館) 取締役 2002年1月 同社代表取締役社長 2009年11月 同社代表取締役会長 2009年12月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社CHRO(最高人事責任者) 2010年6月 同社取締役 2010年6月 株式会社富士山マガジンスervice取締役 2011年3月 株式会社オプト(現 株式会社デジタルホールディングス) 取締役 2011年11月 夢の街創造委員会株式会社(現 株式会社出前館) 取締役会長 2012年11月 同社代表取締役社長 2020年6月 同社代表取締役会長 2021年4月 株式会社日本M&Aセンター 専務執行役員 COO 2021年8月 レオス・キャピタルワークス株式会社 社外取締役(現任) 2022年3月 当社執行役員(現任) 2022年3月 エムスリーソリューションズ株式会社 代表取締役社長(現任)	21,000株
6	よし だ けんいちろう 吉 田 憲一郎 (1959年10月20日生)	1983年4月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社) 入社 2000年7月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) 入社 2000年9月 当社取締役(現任) 2001年5月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社執行役員 2005年4月 同社代表取締役社長 2013年12月 ソニー株式会社執行役EVP CSO兼デピュティCFO 2014年4月 同社代表執行役EVP CFO 2014年6月 同社取締役(現任) 2015年4月 同社代表執行役副社長兼CFO 2018年4月 同社代表執行役社長兼CEO 2020年6月 同社代表執行役会長兼社長 CEO(現任)	—

- (注) 1. 中村利江氏の戸籍上の氏名は、西村利江であります。
2. 吉田憲一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉田憲一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営者としての豊富な知識、経験を有していることから、経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する有益な助言を期待したためであります。なお、同氏が代表執行役を務めるソニーグループ株式会社は当社の主要株主であり、同社と当社との間には医療・ヘルスケア領域における協業に関する取引がありますが、同社と当社との間の年間取引額が当社及び同社の連結売上高に占める比率はいずれも1%未満であり、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4. 吉田憲一郎氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、吉田憲一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案により選任された取締役の任期中に、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (2022年3月31日現在)
1	山崎 蘭加 (1978年1月23日生)	2000年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2002年6月 東京大学先端科学技術センター特任助手 2006年11月 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチセンターアシスタント・ディレクター 2010年9月 東京大学大学院医学系研究科特任助教（兼務） 2017年1月 株式会社ダイヤモンド社DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー特任編集委員（現任） 2017年3月 華道家（IKERU主宰）（現任） 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年6月 株式会社レノバ社外取締役（現任）	—
2	江端 貴子 (1959年12月22日生)	1982年4月 富士通株式会社入社 1992年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1998年2月 アムジェン株式会社入社 2005年7月 東京大学特任助教授 2006年4月 アステラス製薬株式会社社外取締役 2007年12月 民主党東京10区総支部総支部長 2009年9月 衆議院議員 2012年4月 シンバイオ製薬株式会社社外取締役 2016年4月 ジョンソン・エンド・ジョンソン日本法人グループコーポレートガバメントアフェアーズ&ポリシー統括責任者 2021年4月 株式会社アルファパーチェス社外取締役（現任） 2022年1月 日本マイクロソフト株式会社政策渉外・法務本部政策渉外シニア・アドバイザー（現任）	—
3	遠山 亮子 (1965年1月4日生)	1998年4月 北陸先端科学技術大学院大学助手 2001年4月 北陸先端科学技術大学院大学助教授 2008年4月 北陸先端科学技術大学院大学客員教授（現任） 中央大学大学院戦略経営研究科教授（現任） 2009年6月 当社監査役（社外監査役） 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 凸版印刷株式会社社外取締役（現任）	—

- (注) 1. 山崎蘭加氏の戸籍上の氏名は、大西蘭加であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山崎蘭加氏、江端貴子氏および遠山亮子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 山崎蘭加氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営コンサルタント等として培ってきた企業経営に関する専門的な知識、経験等を有していることから、監査等委員である社外取締役として、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。

5. 江端貴子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は製薬企業や大学等での幅広い経験および企業経営に関する専門的な知識を有していることから、監査等委員である社外取締役として、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。
6. 遠山亮子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営学に関する学識経験者としての専門的な知識、経験等を有していることから、監査等委員である社外取締役として、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。
7. 山崎繭加氏および遠山亮子氏は、社外取締役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、江端貴子氏の選任が承認された場合には、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。
8. 山崎繭加氏および遠山亮子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。山崎繭加氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となり、また、遠山亮子氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、遠山亮子氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
9. 当社は、山崎繭加氏および遠山亮子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、江端貴子氏の選任が承認された場合には、同氏についても独立役員として届け出る予定であります。
10. 当社は、当社取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が取締役選任され就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案により選任された取締役の任期中に、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

ご参考：第2号議案及び第3号議案が承認された場合の取締役会の構成及び各役員が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

	企業経営	グローバル経験・ グローバルビジネス	業界経験・ 専門的知識	I T ・ D X ・ テクノロジー	M & A	財務会計・ 資本市場と の対話	SDG s ・ ESG ・ 多様性	学識経験
谷村格	○	○	○	○	○	○		
都丸暁彦	○	○	○	○	○			
榎屋英二	○	○	○		○	○		
泉屋一行	○		○	○				
中村利江	○			○	○	○	○	
吉田憲一郎	○	○		○	○	○		
山崎繭加	○	○					○	○
江端貴子	○	○	○				○	
遠山亮子	○	○					○	○

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

国内においては、医師会員31万人以上(2022年4月27日現在)が利用する医療従事者専門サイト「m3.com」を中心に様々なサービスの展開をしています。

メディカルプラットフォームでは、「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取る「MR君」ファミリーの各種サービスに加え、会員医療従事者を対象とした調査サービス、会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」等の一般企業向けマーケティング支援サービス等、顧客の意図や用途により選べるサービスメニューを提供しています。また、次世代MR「メディカルマーケター」の提供、医療系広告代理店等の事業を、グループ各社を通じて展開しています。

エビデンスソリューションでは、治験に参加する施設・対象患者を発見する治験支援サービス「治験君」を核に、大規模臨床研究支援サービス、治験業務の支援を行うCRO、治験実施医療機関において治験業務全般の管理・運営を支援するSMO等の事業を、グループ各社を通じて展開しています。

キャリアソリューションでは、エムスリーキャリア株式会社において、医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスの展開を進めています。

サイトソリューションでは、医療機関の運営をサポートする各種サービスを展開しています。

さらに、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」(<https://www.AskDoctors.jp/>)や医療福祉系国家試験の対策等の事業を行うエムスリーエデュケーション株式会社に加え、LINE株式会社と設立したオンライン医療事業を目的とした持分法適用関連会社LINEヘルスケア株式会社においてもサービス展開を進めています。

海外においては、米国で、医療従事者向けウェブサイト「MDLinx」を運営し、この会員基盤を活かした製薬会社向けサービスの他、医師向けの転職支援サービスや治験支援サービスも展開しています。欧州では、英国で医師向けウェブサイト「Doctors.net.uk」において製薬会社向けサービスの展開を進める他、フランス、ドイツ、スペインでVidal Groupを通じて医薬品情報データベースの提供を行っています。アジア地域においても順調に事業を拡大しています。なお、2021年6月18日付の「当社連結子会社の支配喪失に伴う利益の計上に関するお知らせ」に記載の通り、中国にて事業を運営する金葉天成(北京)科技有限公司を子会社に持つMedlive Technology Co., Ltd.(以下、「Medlive」という)については、支配喪失により連結子会社を外れ、持分法適用関連会社となっています。また、同社は2021年7月に香港証券取引所に上場いたしました。

また、日本、米国、欧州、中国、韓国をはじめ、当社グループが世界中で運営する医療従事者向けウェブサイト及び医師パネルに登録する医師は合計で約600万人となっており、医師パネルを活用したグローバルな調査サービスの提供も行っています。

当連結会計年度の業績は、以下の通りです。

(当期の業績)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		比較増減	
売上収益	169,198		208,159		+38,962	+23.0%
営業利益	57,972		95,141		+37,169	+64.1%
税引前当期利益	58,264		96,187		+37,922	+65.1%
当期利益	41,198		66,108		+24,911	+60.5%

(セグメントの業績)

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		比較増減	
メディカル プラットフォーム	セグメント売上収益	77,076		85,928		+8,852	+11.5%
	セグメント利益	37,903		39,553		+1,651	+4.4%
エビデンス ソリューション	セグメント売上収益	19,473		22,756		+3,282	+16.9%
	セグメント利益	3,618		5,654		+2,037	+56.3%
キャリア ソリューション	セグメント売上収益	13,537		14,094		+557	+4.1%
	セグメント利益	3,753		4,646		+893	+23.8%
サイト ソリューション	セグメント売上収益	16,555		35,184		+18,629	+112.5%
	セグメント利益	1,537		3,399		+1,862	+121.2%
海外	セグメント売上収益	42,147		51,831		+9,684	+23.0%
	セグメント利益	12,599		44,837		+32,239	+255.9%
その他エマージング 事業群	セグメント売上収益	3,328		3,360		+32	+1.0%
	セグメント利益	950		△601		△1,551	—
調整額	セグメント売上収益	△2,919		△4,994		—	—
	セグメント利益	△2,387		△2,348		—	—
合計	売上収益	169,198		208,159		+38,962	+23.0%
	営業利益	57,972		95,141		+37,169	+64.1%

①メディカルプラットフォーム

製薬会社向けのマーケティング支援の需要が堅調に推移し、セグメント売上収益は、85,928百万円（前期比11.5%増）となりました。製薬マーケティングチームの強化等、将来の成長に向けた積極的な先行投資により、人件費や業務委託費を中心として販売費及び一般管理費は増加しているものの、売上増加によりセグメント利益は39,553百万円（前期比4.4%増）となりました。

②エビデンスソリューション

前期において新型コロナウイルス感染症拡大に伴い複数の治験プロジェクトが一時的に停止したこと等の影響が一巡し、回復基調が継続したことに加え、新型コロナウイルス感染症関連の治験プロジェクトも加速していることから、セグメント売上収益は22,756百万円（前期比16.9%増）セグメント利益は5,654百万円（前期比56.3%増）となりました。

③キャリアソリューション

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い薬剤師を中心に転職動向が低調となったものの、医師向けのサービスが堅調に推移したことに加え、新型コロナウイルスのワクチン接種支援プロジェクトの拡大を背景に、セグメント売上収益は14,094百万円（前期比4.1%増）となりました。セグメント利益は、売上構成比の改善とワクチン接種支援プロジェクトの拡大を背景に、4,646百万円（前期比23.8%増）となりました。

④サイトソリューション

提携医療機関の増加に加え、新型コロナウイルスのワクチン接種支援プロジェクトの拡大により、セグメント売上収益は35,184百万円（前期比112.5%増）となりました。セグメント利益は、第4四半期において海外拠点における無形資産等の減損損失が発生しているものの、売上収益が増加したことにより、3,399百万円（前期比121.2%増）となりました。

⑤海外

すべての地域で事業が堅調に推移した結果、セグメント売上収益は51,831百万円（前期比23.0%増）となりました。セグメント利益は、売上の増加に加え、中国にて事業を運営する子会社を傘下に持つMedliveが香港証券取引所に上場したことに伴う利益を計上したこと等により、44,837百万円（前期比255.9%増）となりました。なおMedliveは、2021年6月18日付で当社の連結子会社を外れ、持分法適用関連会社となっています。

⑥その他エマージング事業群

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業へのマイナス影響からは回復傾向にあり、セグメント売上収益は3,360百万円（前期比1.0%増）となりました。セグメント利益は、子会社株式の譲渡益はあるものの、株式評価額の増減や、持分法で会計処理されている投資について減損損失を計上したことにより、601百万円の損失（前期は950百万円の利益）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上収益は208,159百万円（前期比23.0%増）、営業利益は95,141百万円（前期比64.1%増）、税引前当期利益は96,187百万円（前期比65.1%増）、当期利益は66,108百万円（前期比60.5%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特に記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の総額は3,215百万円で、その主なものは、事業拡大のためのサーバ及びソフトウェア投資並びにグループ会社のオフィス移転に伴う新規投資等です。

(4) 重要な組織再編等

当連結会計年度においては、特に記載すべき事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

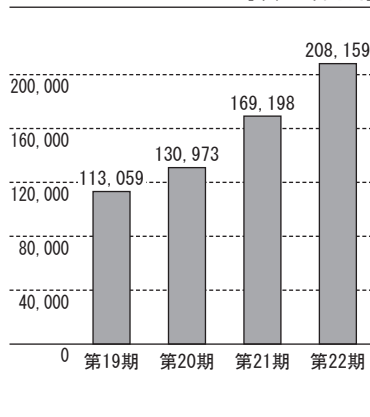
	第19期 2019年3月期	第20期 2020年3月期	第21期 2021年3月期	第22期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上収益 (百万円)	113,059	130,973	169,198	208,159
営業利益 (百万円)	30,800	34,337	57,972	95,141
当期利益 (百万円)	21,346	24,153	41,198	66,108
基本的1株当たり当期利益 (円)	30.22	31.89	55.73	94.06
資産合計 (百万円)	137,306	221,839	273,123	345,981
資本金合計 (百万円)	102,276	171,601	207,260	263,954

- (注) 1 会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。
2 各期の期中平均株式数は以下の通りです。

	第19期	第20期	第21期	第22期
期中平均株式数	647,810,235株	678,454,248株	678,664,147株	678,769,542株

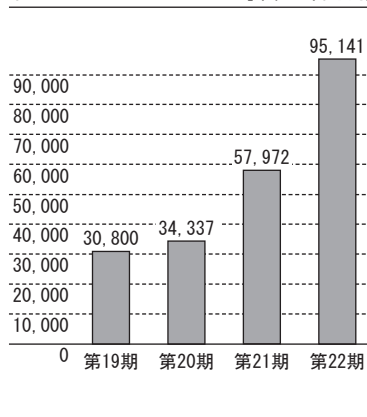
売上収益

[単位：百万円]



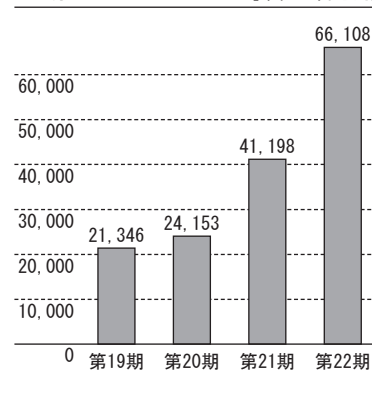
営業利益

[単位：百万円]



当期利益

[単位：百万円]



②当社の財産及び損益の状況

	第19期 2019年3月期	第20期 2020年3月期	第21期 2021年3月期	第22期 (当事業年度) 2022年3月期
売上高 (百万円)	22,161	27,012	49,911	55,687
経常利益 (百万円)	12,195	17,730	30,781	32,319
当期純利益 (百万円)	8,855	12,232	21,994	20,481
1株当たり当期純利益 (円)	13.67	18.03	32.41	30.17
総資産 (百万円)	97,813	163,203	195,398	215,415
純資産 (百万円)	65,850	122,874	139,845	152,472

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでいます。

①継続的な成長の実現

現在、当社グループの国内における事業は、医療従事者専門サイト「m3.com」の運営と、このサイトを通じて繋がる31万人以上（2022年4月27日現在）の医師会員を含む、医療従事者会員へのアクセスを中核に展開しています。

「m3.com」は、「More Contributions to More Doctors」をスローガンに掲げ、「医師をはじめとする医療従事者が抱える課題を『あらゆる方法で解決する』プラットフォーム」を目指し、専門医療情報に特化したニュース、サーチエンジン、ディレクトリ、文献検索、会員専用コミュニティサイト、独自コンテンツ等を会員に対して無料で提供することにとどまらず、医療現場の課題を会員の皆様から直接募集し、その課題をエムスリーの持つ多種多様な経験・専門性の高いスキルを有する人材、ビッグデータ、プロダクト、といったアセットを提供し、活用いただくことで解決する施策等を実施しています。

メディカルプラットフォームでは、「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取れる「MR君」ファミリーの各種サービスに加え、会員医療従事者を対象とした調査サービス、会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」等の一般企業向けマーケティング支援サービス等、顧客の意図や用途により選べるサービスメニューを提供しています。また、次世代MR「メディカルメーカー」の提供、医療系広告代理店等の事業を、グループ各社を通じて展開しています。

エビデンスソリューションでは、治験に参加する施設・対象患者を発見する治験支援サービス「治験君」を核に、大規模臨床研究支援サービス、治験業務の支援を行うCRO、治験実施医療機関において治験業務全般の管理・運営を支援するSMO等の事業を、グループ各社を通じて展開しています。

キャリアソリューションでは、エムスリーキャリア株式会社において、医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスの展開を進めています。

サイトソリューションでは、医療機関の運営をサポートする各種サービスを展開しています。

さらに、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」

(<https://www.AskDoctors.jp/>) や医療福祉系国家試験の対策等の事業を行うエムスリーエデュケーション株式会社に加え、LINE株式会社と設立したオンライン医療事業を目的とした持分法適用関連会社LINEヘルスケア株式会社においてもサービス展開を進めています。

海外においては、米国で、医療従事者向けウェブサイト「MDLinx」を運営し、この会員基盤を活かした製薬会社向けサービスの他、医師向けの転職支援サービスや治験支援サービスも展開しています。欧州では、英国で医師向けウェブサイト「Doctors.net.uk」において製薬会社向けサービスの展開を進める他、フランス、ドイツ、スペインでVidal Groupを通じて医薬品情報データベースの提供を行っています。アジア地域においても順調に事業を拡大しています。

また、日本、米国、欧州、中国、韓国をはじめ、当社グループが世界中で運営する医療従事者向けウェブサイト及び医師パネルに登録する医師は合計で約600万人となっており、医師パネルを活用したグローバルな調査サービスの提供も行っています。

今後については次の5項目での成長、展開に重点を置いた経営を進めていきます。

- ・「m3.com」サイトの一層の価値向上
サイトの内容、機能の充実を進め、より多くの医療従事者会員からの、より多くのトラフィックを獲得することで、この「場」を活かして提供する他の様々なサービスの価値を底上げしていきます。
- ・メディカルプラットフォーム事業をはじめとした既存事業の更なる成長
「MR君」ファミリーをはじめ、製薬会社等の顧客への各サービス展開に加え、疾病、医療課題を解決し、医療の全体最適の実現に向けて、経営資源を投入していきます。
- ・新規事業の立ち上げ
「双方向コミュニケーションで繋がった、医師をはじめとする医療従事者会員」のプラットフォームから生み出される事業機会は多岐にわたり、順次事業化を進めていきます。また、グループ各社の事業拡大とグループ内シナジー効果の最大化を図ります。
- ・海外展開
日本と同様に、海外においても医療従事者向けプラットフォームを活かした製薬会社向けマーケティング支援、調査、医師向け転職支援、治験事業等のサービスを展開しています。日本で開発したサービスの海外展開を進めることにとどまらず、その国のニーズにあった独自サービスの開発も進めていきます。
- ・エコシステムシナジーの実現
当社グループはすでに多岐にわたる事業を展開しており、その事業同士がシナジーを生み出すポテンシャルも多く有していると考えます。また、他の取り組みにおいて参入する事業領域が拡大すると、それに従いポテンシャルも拡張していくため、グループとしてのエコシステムがさらに強化されます。これにより、グループ全体でのシナジーが一層発揮し、競争力が高まる構造的良循環を強化していきます。

なお、当社グループでは成長を具現化、促進する手段として、必要に応じて提携、買収、資本参加を進めていきます。

②リスクマネジメント

当社グループの事業運営に影響を及ぼし得る、事業環境、コンプライアンスなどの様々な側面でのリスク要因について、経営への影響を最小化すべく、予防的措置に取り組みます。

(7) 当社グループの主要な事業セグメント（2022年3月31日現在）

当社グループの事業は、国内における医師会員31万人以上（2022年4月27日現在）が利用する医療従事者専門サイト「m3.com」、米国の「MDLinx」や英国の「Doctors.net.uk」等の当社グループが世界中で運営する医療従事者のプラットフォームを中心に様々なサービスの展開をしています。

①メディカルプラットフォーム

主要サービス	主要サービスの内容
医療関連会社マーケティング支援	「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取れる「MR君」ファミリーをはじめとする、インターネットを活用した医師への情報提供をサポートするマーケティング支援事業。
調査	医療従事者を対象とした受注型または定型の各種調査の受託。
一般企業向けマーケティング支援	会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」等の一般企業向けサービスの提供。
開業・経営サービス	開業準備医師や開業後の診療所の経営支援事業。
「治験君」サービス	「m3.com」上で治験に参加する施設・対象患者を発見する治験支援サービスの提供。
CSO事業	医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託。
電子カルテ等の開発・販売	医療機関向け電子カルテ等の開発・販売・サポート事業。
医療機器等の開発・販売	医療機関向け医療機器の開発・販売・サポート事業。

②エビデンスソリューション

主要サービス	主要サービスの内容
CRO事業	臨床開発業務の支援及び大規模臨床研究の支援。
SMO事業	治験実施医療機関における治験業務全般の管理・運営の支援。

③キャリアソリューション

主要サービス	主要サービスの内容
医療従事者等向け人材サービス	医師、薬剤師向けの総合キャリアサービスの提供。 人材紹介、「m3.com CAREER」等への求人広告掲載等。

④サイトソリューション

主要サービス	主要サービスの内容
医療機関の運営サポート	医療機関に対する経営支援、コンサルティングサービス等の提供。
訪問看護	訪問看護サービスの提供。

⑤海外

主要サービス	主要サービスの内容
マーケティング支援	海外におけるインターネットを利用した製薬会社等の営業、マーケティング支援事業等の提供。
調査	海外における医療従事者を対象とした調査サービス。
医療従事者向け人材サービス	海外における医師向け転職支援サービス及び病院向け医師プロフィールデータベースライセンスの提供等。
治験支援事業	海外における治験実施施設の運営、治験業務の管理・運営支援。

(8) 当社グループの主要拠点等 (2022年3月31日現在)

当社本社	東京都港区	
国内子会社	エムスリーマーケティング株式会社	(東京都港区)
	株式会社メディサイエンスプランニング	(東京都港区)
	エムスリーキャリア株式会社	(東京都港区)
	株式会社シーユージー	(東京都中央区)
	ソフィアメディ株式会社	(東京都品川区)
海外子会社	M3 USA Corporation	(米国)
	M3 Wake Research, Inc.	(米国)
	M3 (EU) Limited	(英国)
	VIDAL France S. A. S.	(フランス)
	Neuroglia Health Private Limited	(インド)

(9) 当社グループの使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①当社グループの使用人の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	
メディカルプラットフォーム	1,754	(442)
エビデンスソリューション	2,181	(103)
キャリアソリューション	627	(317)
サイトソリューション	2,470	(507)
海外	2,117	(22)
その他エマージング事業群	140	(16)
全社 (共通)	95	(19)
合計	9,384	(1,426)

(注) 1 従業員数欄の () は、臨時従業員の年間平均雇用人数を外数で記載しています。

2 使用人数が当連結会計年度において1,135名増加していますが、新規連結子会社の増加により288名増加したこと及び、業容拡大等により、メディカルプラットフォームで127名、サイトソリューションで636名増加したことが主な要因です。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続月数
574名	+20名	34.7歳	44.3ヶ月

(注) 1 使用人数には、社外から当社への出向者を含みます。

2 上記使用人のほか、事業年度末日現在において283名の臨時従業員がいます。

(10) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率 (注1)	主要な事業内容
エムスリーマーケティング株式会社	100百万円	100.0%	(メディカルプラットフォーム) CSO (医薬品販売業務受託機関) 事業
株式会社メディサイエンスプランニング	100百万円	100.0%	(エビデンスソリューション) 臨床開発業務を支援するCRO (医薬品開発業務受託機関) 事業
エムスリーキャリア株式会社	100百万円	51.0%	(キャリアソリューション) 医療従事者及び関連人材を対象とした人材サービス事業
株式会社シーユーシー	1,063百万円	89.1%	(サイトソリューション) 医療機関の運営サポート事業
ソフィアメディ株式会社	84百万円	89.1% (89.1%)	(サイトソリューション) 指定訪問看護ステーションの運営
M3 USA Corporation	500 千米ドル	100.0%	(海外) 米国におけるインターネットを利用した製薬会社等の営業・マーケティング支援事業
M3 Wake Research, Inc.	0 千米ドル	100.0% (100.0%)	(海外) 米国における治験支援事業
M3 (EU) Limited	67 千英ポンド	100.0% (100.0%)	(海外) 欧州におけるインターネットを利用した製薬会社等の営業・マーケティング支援事業
VIDAL France S.A.S.	100 千ユーロ	100.0% (100.0%)	(海外) フランスにおける医薬品情報のデータベース関連事業
Neuroglia Health Private Limited	100 千インド ルピー	83.9% (83.9%)	(海外) インドにおける医学教育事業

(注) 1 議決権所有割合欄の () 内は、間接所有割合で内数です。

2 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

当連結会計年度においては、特に記載すべき事項はありません。

(12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、経営基盤を強化し新たな事業展開に備えるために、利益を内部留保し再投資することを基本方針とした上で、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主配当の水準を決定しています。

今期においては、利益還元としての株主配当を実施できる状況にあると判断いたしましたので、2022年3月期の1株当たり期末配当金を16円といたしました。

次期においても上述の方針に基づき、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主配当の水準を決定する予定です。

2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,304,000,000株
(2) 発行済株式の総数 678,859,519株（自己株式45,081株を除く）
(3) 株主数 68,992名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ソニーグループ株式会社	230,457,800 株	33.9 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	101,099,800	14.9
株式会社日本カストディ銀行	52,685,584	7.8
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	28,087,670	4.1
株式会社NTTドコモ	20,200,000	3.0
谷村 格	19,465,800	2.9
J. P. MORGAN CHASE BANK 385632	15,988,451	2.4
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,841,715	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,448,713	1.1
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	7,258,601	1.1

- (注) 1 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2 上記の持株数のうち、信託業務にかかる株式数は次の通りです。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 100,064,100株
株式会社日本カストディ銀行 43,304,884株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	谷村格	—
取締役	都丸暁彦	M3 USA Corporation 取締役
取締役	槌屋英二	—
取締役	浦江明憲	株式会社メディサイエンスプランニング 代表取締役
取締役	泉屋一行	—
取締役	吉田憲一郎	ソニーグループ株式会社 代表執行役会長兼社長 CEO
取締役（監査等委員）	井伊雅子	一橋大学国際・公共政策大学院 教授 三菱重工株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	山崎蘭加	華道家（IKERU主宰） 株式会社ダイヤモンド社DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー 一特任編集委員 株式会社レノバ 社外取締役
取締役（監査等委員）	遠山亮子	中央大学大学院 戦略経営研究科 教授 北陸先端科学技術大学院大学 客員教授 凸版印刷株式会社 社外取締役

- (注) 1 取締役吉田憲一郎氏、井伊雅子氏、山崎蘭加氏及び遠山亮子氏は、社外取締役です。
- 2 取締役遠山亮子氏は、大学等における経営分野に関する研究及び教授等を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 3 森健一氏は、2021年6月25日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
- 4 当社は、社外取締役井伊雅子氏、山崎蘭加氏及び遠山亮子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
- 5 当社においては、監査等委員全員が社外取締役かつ独立役員であり、社外取締役としての独立性を有していることから、常勤の監査等委員を選任していません。なお、当社においては、監査等委員による内部統制システムを活用した組織的な監査を実施していますので、監査の実効性は確保されています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は以下の通りです。

a. 報酬体系

業務執行を担う取締役の報酬については、単年度及び中長期の業績との連動性が高く、持続的な企業価値の向上を重視した報酬体系とし、毎月定額を支給する基本報酬（金銭報酬）及び当社の中長期的な業績向上や株主を重視した経営に対するインセンティブを目的として原則として年1回通期確定後に付与するストックオプションから構成され、その割合は上記の目的を考慮して定めるものとします。報酬全体の水準は、マーケットの水準も踏まえ優秀な人材確保に必要な報酬水準とします。

業務執行を行わない取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬（金銭報酬）のみから構成されます。

b. 取締役の個人別の報酬の内容等の決定方法について

当社は、以下の通り取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬について決定します。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、株主総会決議により承認された範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

- 各取締役の個人別の基本報酬については、株主総会決議により承認された範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的な支給額の決定を委任することとしています。代表取締役社長は、取締役としての職責に応じて、連結営業利益・連結純利益・株価等の会社業績及び他社の役員報酬データ等を総合的に勘案して、個人別の報酬額を最終的に決定します。
- ストックオプションは、株主総会決議により承認された内容に基づく時価型ストックオプション（権利行使時の払込金額を時価を基準として決定するもの）及び株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの）から構成され、各取締役（業務執行を行わない取締役を除く）に付与される個人別の各ストックオプションについては、株主総会決議により承認された範囲内で、取締役としての職責、会社業績に対する個々人の貢献度等を総合的に勘案して、取締役会の決議により決定します。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5 (-)	250 (-)	164 (-)	86 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	17 (17)	17 (17)	- (-)
合計 (社外役員)	8 (3)	267 (17)	181 (17)	86 (-)

- (注) 1 株主総会の決議等による定めは以下の通りです。
- ・2016年6月29日開催の第16回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額 (新株予約権の発行による報酬を除く) は、年額1,000百万円以内 (うち社外取締役50百万円以内) と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は、8名 (うち社外取締役は1名) です。
 - ・2021年6月25日開催の第21回定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数を時価型ストックオプション12,000個 (うち社外取締役600個) 及び株式報酬型ストックオプション7,200個 (うち社外取締役360個) とし、その報酬等の額は、割当日における各新株予約権の公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる各新株予約権の総数をそれぞれ乗じた額と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は、6名 (うち社外取締役は1名) です。
 - ・2016年6月29日開催の第16回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額50百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、3名です。
- 2 非金銭報酬等の額は、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額です。
 - 3 社外取締役 (監査等委員である取締役を除く) には報酬を支払っていません。
 - 4 当事業年度においては、取締役会は、代表取締役社長 谷村格氏に対し、各取締役 (監査等委員である取締役を除く) の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案して各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

取締役 吉田憲一郎氏は、ソニーグループ株式会社の代表執行役です。ソニーグループ株式会社は当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）の33.9%を有する株主です。同社と当社との間には医療・ヘルスケア領域における協業に関する取引があります。同社と当社との間の年間取引額が当社及び同社の連結売上高に占める比率はいずれも1%未満であります。

取締役 井伊雅子氏、取締役 山崎繭加氏、及び取締役 遠山亮子氏の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況、及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	吉田 憲一郎	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席しました。経営者としての豊富な知識、経験を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	井伊 雅子	当事業年度開催の取締役会11回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席しました。大学教授としての医療に関する幅広い見識や企業の社外取締役としての経験を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	山崎 繭加	当事業年度開催の取締役会11回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席しました。経営コンサルタント等として培ってきた企業経営に関する専門的な知識、経験等を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	遠山 亮子	当事業年度開催の取締役会11回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席しました。経営学に関する学識経験者としての専門的な知識、経験等を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

P w C あらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	129百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。
- 2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- 3 当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「会計に関するアドバイザー業務」等について対価を支払っています。
- 4 当社の重要な子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案する議案を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を四捨五入により表示しています。

連結計算書類

連結財政状態計算書（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産	198,874	流動負債	57,216
現金及び現金同等物	104,253	営業債務及びその他の債務	28,978
営業債権及びその他の債権	50,879	未払法人所得税	11,123
その他の短期金融資産	36,963	ポイント引当金	2,739
その他の流動資産	6,779	その他の短期金融負債	3,812
非流動資産	147,107	その他の流動負債	10,565
有形固定資産	12,540	非流動負債	24,811
のれん	57,821	その他の長期金融負債	6,674
無形資産	25,081	繰延税金負債	13,479
持分法で会計処理されている投資	37,152	その他の非流動負債	4,658
公正価値で測定する金融資産	7,596	負債合計	82,027
その他の長期金融資産	2,745	資本	
繰延税金資産	2,137	親会社の所有者に帰属する持分	257,840
その他の非流動資産	2,034	資本金	29,129
資産合計	345,981	資本剰余金	29,704
		自己株式	△36
		その他の資本の構成要素	6,131
		利益剰余金	192,912
		非支配持分	6,113
		資本合計	263,954
		負債及び資本合計	345,981

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上収益	208,159
売上原価	△84,891
売上総利益	123,268
販売費及び一般管理費	△56,067
子会社の支配喪失に伴う利益	9,443
持分変動利益	21,906
持分法による投資損失	△2,430
その他の収益	1,996
その他の費用	△2,975
営業利益	95,141
金融収益	1,097
金融費用	△52
税引前当期利益	96,187
法人所得税費用	△30,078
当期利益	66,108
以下に帰属する当期利益	
親会社の所有者に帰属	63,845
非支配持分に帰属	2,263
合計	66,108

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

計算書類

貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	122,042	流動負債	62,654
現金及び預金	92,625	買掛金	1,549
電子記録債権	49	未払金	3
売掛金	15,315	未払費用	2,626
仕掛品	87	未払法人税等	4,905
貯蔵品	387	未払消費税等	701
前払費用	269	前受金	391
関係会社短期貸付金	4,549	関係会社預り金	48,026
その他の他	8,783	賞与引当金	658
貸倒引当金	△21	ポイント引当金	2,674
固定資産	93,373	資産除去債務	223
有形固定資産	521	その他の他	900
建物	349	固定負債	289
器具・備品	172	資産除去債務	289
無形固定資産	864	負債合計	62,943
ソフトウェア	571	（純資産の部）	
ソフトウェア仮勘定	272	株主資本	151,094
のれん	21	資本金	29,129
その他の他	0	資本剰余金	32,119
投資その他の資産	91,987	資本準備金	32,050
投資有価証券	7,013	その他資本剰余金	69
関係会社株式	65,342	利益剰余金	89,883
その他の関係会社有価証券	180	その他利益剰余金	89,883
関係会社長期貸付金	15,017	繰越利益剰余金	89,883
長期前払費用	12	自己株式	△36
敷金及び保証金	1,101	評価・換算差額等	658
繰延税金資産	3,342	その他有価証券評価差額金	658
その他の他	332	新株予約権	719
貸倒引当金	△352	純資産合計	152,472
資産合計	215,415	負債純資産合計	215,415

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

損益計算書（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		55,687
売上原価		10,851
売上総利益		44,836
販売費及び一般管理費		17,300
営業利益		27,537
営業外収益		
受取配当金	2,390	
為替差益	504	
投資事業組合運用益	1,471	
その他	533	4,898
営業外費用		
支払利息	14	
固定資産除却損	18	
貸倒引当金繰入額	68	
その他	14	115
経常利益		32,319
特別利益		
関係会社株式売却益	33	
その他	1	34
特別損失		
関係会社株式評価損	3,800	
その他	0	3,800
税引前当期純利益		28,553
法人税、住民税及び事業税	9,239	
法人税等調整額	△1,168	8,072
当期純利益		20,481

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

エムスリー株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保田 正 崇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 橋 武 昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	光 廣 成 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エムスリー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、エムスリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

エムスリー株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保田 正 崇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 橋 武 昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	光 廣 成 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エムスリー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な子会社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

エムスリー株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 山 崎 繭 加 ㊟

監 査 等 委 員 井 伊 雅 子 ㊟

監 査 等 委 員 遠 山 亮 子 ㊟

(注) 監査等委員 山崎繭加、井伊雅子及び遠山亮子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
上記基準日	毎年3月31日
配当金支払株主 確定日	毎年3月31日 毎年9月30日
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (通話料無料) (郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://corporate.m3.com/ (ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

